

タブレット見守りネットワーク事業 実施要綱

(目的)

第1条 タブレット見守りネットワーク事業（以下、「本事業」という。）は、在宅のひとり暮らし高齢者等に、タブレット端末（以下、「端末機」という。）を貸与し、日常生活やその家族の不安を解消するとともに、福祉関係機関・団体等とのネットワーク構築を行い、福祉の向上を図ることを目的に実施する。

(事業)

第2条 前条の目的達成に向けて次の事業を行う。

- (1) 地域全体で日常的な支え合いを実現するネットワークづくり
- (2) 端末機を生活道具として日々利用してもらうことによる安否確認
- (3) 端末機を活用した生活に役立つ情報の提供

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は社会福祉法人登別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(対象者)

第4条 対象者は、市内に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者及び障がい者で、日常的に見守り等の支援を必要とする者とする。ただし、本会が端末機を利用した見守り支援を必要と認めた者に限るものとする。

(関係機関等との連携)

第5条

本事業は、次に定める者と連携して実施するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員
 - (2) 町内会（役員又は福祉委員）
 - (3) 地域包括支援センター
 - (4) 緊急連絡先となり得る親族又は利用者が指名する知人等（同意が得られる者に限る）
 - (5) 上記の他、見守り支援等の連携・協力を承諾する者
- 2 上記の者は、利用者の安否を確認するため連携を図るものとする。
- 3 上記の者は、端末機による安否確認情報の閲覧又は通知を受けることができるものとする。

(本会の役割)

第6条

本会は、次に定める役割を果たすものとする。

- (1) タブレット見守りネットワークシステムの管理・運営
- (2) 利用者の異変や緊急事態を察知した際の関係機関等への情報提供
- (3) 安否確認に係る調整・訪問（通常業務時間内に限る）

(利用の申請)

第7条 端末機の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、タブレット見守りネットワーク事業利用申請書（様式第1号）を本会に提出するものとする。

- 2 利用の申請は、本人又は親族が行うものとする。ただし、親族が申請する場合は必ず本人の同意を得た上で申請するものとする。
- 3 申請にあたっては、緊急連絡先2名を登録するものとする。

(利用の決定及び契約)

- 第8条 本会は申請書受理後速やかに、申請者の生活及び家庭状況等を確認したうえ、利用の適否を決定し、タブレット見守りネットワーク事業利用承認（却下）通知書（様式第2号）にて申請者に通知するものとする。
- 2 利用決定ののち、本会と利用者はタブレット見守りネットワーク事業利用契約書により、契約を結ぶものとする。
 - 3 本会は契約後、タブレット見守りネットワーク事業利用登録書（様式第3号）により、利用者の情報を管理するものとする。

(利用者の個人情報等の管理)

- 第9条 利用者の個人情報及び端末機の利用情報については、本会及び本会が契約する見守りシステム管理会社が管理するものとする。
- 2 端末機の利用情報は、第5条に定める関係機関等が確認できるものとする。

(端末機の管理)

- 第10条 利用者は、貸与を受けている間は善良な管理の義務を負うものとする。
- 2 利用者は、自己の責任に帰すべき理由により端末機を滅失、又はき損した場合は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
 - 3 利用者は、端末機貸与の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

(経費の負担)

- 第11条 本事業に要する経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 端末機の確保、設置及び事業運営に要する経費は、本会の負担とする。
 - (2) 契約に定める端末機の通信料及び充電に要する電気代は、利用者の負担とする。

(変更の届出)

- 第12条 利用者は、様式第3号の記載事項に変更が生じたときは、本会にその旨を連絡するものとする。

(返還)

- 第13条 利用者は、端末機を必要としない場合、速やかに返還の申し出をしなければならない。

(取消し)

- 第14条 本会会長は、以下の各号に基づく事由により、端末機の貸与を取り消すことができることとする。
- (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 第4条の要件を欠いたとき。
 - (3) 老人福祉施設等に入所したとき。
 - (4) 本会が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (5) 利用者もしくは親族より契約解除の申出がなされた場合
 - (6) その他本会会長が適当でないと認めたとき。

(その他)

- 第15条 この要綱に定める事項の他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行・適用期日)

この要綱は、平成29年4月1日より施行し、平成29年7月1日より適用する。